## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ●市区町	<b>T村長等</b>
2. 都道府県名	高知県	
3. 市区町村名	奈半利町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.nahari.kochi.jp/03life/index.html	

執行機関名 奈半利町長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		奈半利町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2 の項 奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)による医 療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年 法律第123号)第1条	奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な埋念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害	<u>世</u> をはかることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号) 奈半利町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第17号)